ASBJ

第 548 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-7

日付　2025 年 6 月 5 日

プロジェクト	**金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目	**連結財務諸表と個別財務諸表における注記の取扱い**

I.　本資料の目的

1. 本資料は、連結財務諸表と個別財務諸表における注記の取扱いに関して、ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II.　これまでの経緯

2. 第 539 回企業会計基準委員会（2025 年 1 月 21 日開催）及び第 231 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 16 日開催）より、金融資産の減損について IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の信用リスクの開示に関する定めの取入れ方に関してご審議いただいており、これまでの審議において、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）において、信用リスクに関する注記事項として、次の事項を注記することを提案している。

(1) 予想信用損失の分解情報

(2) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報

(3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

3. ここで、前項の信用リスクに関する注記事項について、これまで連結財務諸表と個別財務諸表において異なる定めを置くかどうかについては検討していないことから、次項以降で ASBJ 事務局の分析をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析

関連するこれまでの議論等

金融商品取引法における単体開示の簡素化

4. 金融商品取引法における開示制度については、2013 年に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）において「単体開示の簡素化」が取り上げられ、そこでは以下が記載されている。

注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異ならない項目については会社法の要求水準に統一することを基本とする。また、金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている場合には、金商法の単体ベースの開示を免除することを基本とする。上記以外の項目については、その有用性、財務諸表等利用者のニーズ、作成コスト、国際的整合性、監査上の観点等を斟酌した上で、従来どおりの開示が必要か否かについて検討すべきである。

5. 「当面の方針」に基づいて、2014 年 3 月に財務諸表等規則の改正が行われているが、当該改正時の解説記事[1]では、「当面の方針」に記載されている「金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている」か否かの判断は抽象的なものであり、これを明示することは困難であるが、投資家保護の観点から、主として、次の 2 つの視点から検討を行ったとしている。

(1) 金商法連結における開示と金商法単体における開示を比較して、金商法単体の情報が金商法連結における情報に包含される場合など、連結の情報から単体の情報が推測できる程度の相関関係があるのかどうかという視点

- これについては、多くの財務諸表の作成者が、投資者に対して提供すべき主たる情報を連結ベースとしており、また、多くの財務諸表利用者が、まずは連結ベースにおける情報を分析し、不足する場合には補足的に単体情報を利用しているという実務的な観点を考慮している。

(2) 金商法単体における開示を免除した場合であっても単体財務諸表としての体裁を大きく損なわないか（投資者にとって必要な情報が開示されているか）どうかという視点

また、2 つの視点に基づいた検討を行い、双方を満たすと判断した項目については金商法単体の開示を免除することとしたが、例えば、重要な会計方針の注記、重要な後発事象の注記、継続企業の前提に関する注記など、単体財務諸表の根幹をなすと考えられる重要な開示項目については、投資者保護の観点から、開示を免除することは適当ではないと判断している。

[1] 「金融商品取引法上の単体開示の簡素化に伴う『財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の一部改正ついて（上)」(経営財務　3160 号　2014 年 4 月 21 日）

現行の金融商品に関する注記の定め

6. 金融商品に関する注記に関しては、「当面の方針」が公表される前の時点から、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている。

> **企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」**
>
> **Ⅶ-2. 注記事項**
>
> 40-2. 金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
>
> (1) 金融商品の状況に関する事項
>
> ① 金融商品に対する取組方針
>
> ② 金融商品の内容及びそのリスク
>
> ③ 金融商品に係るリスク管理体制
>
> ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
>
> (2) 金融商品の時価等に関する事項
>
> なお、市場価格のない株式等については時価を注記しないこととする。この場合、当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記する。
>
> (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

7. また、金融商品会計基準における「Ⅶ-2. 注記事項」を適用する際の指針を定める企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）においても、金融商品会計基準第 40-2 項(1)金融商品の状況に関する事項、(2)金融商品の時価等に関する事項、(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記するにあたって、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている。（時価開示適用指針第 3 項、第 4 項及び第 5-2 項）

> **企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」**

注記事項

金融商品の状況に関する事項

3. 「金融商品の状況に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(1)）を注記するにあたっては、以下に留意する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

（略）

金融商品の時価等に関する事項

4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

（略）

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

5-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項(3)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

（略）

8. このほか、一部の投資信託や組合等への出資に関する注記について、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）において、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている（時価算定適用指針第 24-7 項、第 24-12 項及び第 24-16 項、金融商品実務指針第 132-5 項）。

企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

（投資信託の時価の算定に関する取扱い）

投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い

24-7. 本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 4 項に定める事項を他の金融商品と合わせて注記したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除き、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。

また、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

（略）

投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い

24-12. 本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託については、金融商品時価開示適用指針第 4 項に定める事項を他の金融商品と合わせて注記したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除き、本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。

また、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

（略）

（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い）

24-16. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 132

項及び第 308 項）については、金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める事項の注記を要しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

（略）

移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」

任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理

132-5. 本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等への出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）第24-16項で定める事項の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

（略）

9. このように、金融商品に関する注記については、全般的に連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている。

<u>小括</u>

10. 本資料第 6 項から前項に記載のとおり、現行の金融商品に関する注記の定めでは、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている。これは、本資料第 4 項から第 5 項に記載した「当面の方針」に照らしても、特段の矛盾はないものと考えられる。これらを踏まえると、新適用指針で定める信用リスクに関する注記事項について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとすることが考えられる。

IV. ASBJ 事務局による提案

11. 本資料第 4 項から前項の分析に基づく文案イメージは次のとおりである。

新適用指針の文案イメージ
（連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項） XX. 第●項から第●項の信用リスクに関する注記事項は、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

ディスカッション･ポイント
本資料第 4 項から前項に示した個別財務諸表における注記の取扱いに関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上